

北山村地域防災計画 (資料編)

令和4年 3月
北山村防災会議

目 次

1. 防災組織・体制に関する資料	1
1-1 北山村防災会議条例	1
1-2 北山村災害対策本部条例	2
1-3 北山村災害対策本部組織図	3
1-4 北山村災害対策本部の所掌事務	4
2. 災害危険箇所等に関する資料	7
2-1 河川重要水防箇所	7
2-2 土石流危険渓流	7
2-3 山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区）	8
2-4 山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区）	9
2-5 急傾斜地崩壊危険箇所	10
2-6 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	11
3. 避難に関する資料	12
3-1 指定緊急避難場所及び指定避難所	12
3-2 福祉避難所	12
3-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	12
4. 施設・設備等に関する資料	13
4-1 地域雨量観測所	13
4-2 ダム・ポンプ場・貯留管	13
4-3 水防関係備蓄資材	13
4-4 消防団の装備	14
4-5 災害活動用緊急ヘリポート	14
4-6 医療機関	14
4-7 救護所の設置予定場所	15
4-8 村保有車両	15
4-9 救援物資の集積場所	16
4-10 副食物販売店	16
4-11 物資の調達先	16
4-12 簡易水道施設	16
4-13 火葬場	17
4-14 ごみ処理施設等	17
4-15 文化財	17
5. その他	18
5-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	18
5-2 報道機関一覧	21
6. 各種様式等	22
6-1 災害即報	22
6-2 緊急通行車両事前届書	27
6-3 緊急通行車両確認証明書	28
6-4 罹災証明書	29

1. 防災組織・体制に関する資料

1-1 北山村防災会議条例

北山村防災会議条例

昭和 37 年 11 月 6 日

条例第 15 号

改正 平成 12 年 3 月 15 日条例第 5 号

平成 20 年 1 月 15 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、北山村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北山村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 北山村地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、北山村長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があつたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから北山村長が任命する者
- (2) 和歌山県警察の警察官のうちから北山村長が任命する者
- (3) 北山村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 消防団長
- (6) 指定地方行政機関の職員のうちから、北山村長が任命する者
- (7) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、北山村長が任命する者
- (8) その他特に必要と認め、北山村長が任命する者

6 前項各号の委員の総数は 15 人以内とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、都道府県の職員、北山村の職員及び学識経験のある者の中から村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 11 月 6 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 5 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 1 号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 北山村災害対策本部条例

北山村災害対策本部条例

昭和 37 年 11 月 6 日

条例第 16 号

改正 平成 8 年 3 月 29 日条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、北山村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 11 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 8 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 北山村災害対策本部組織図



1-4 北山村災害対策本部の所掌事務

部	担当課	所掌事務
災対総務部	総務課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 職員の現況把握及び動員・配置に関すること。 3 来庁者の避難誘導及び救護等に関すること。 4 各部及び関係機関、協力団体等との連絡並びに調整に関すること。 5 指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の派遣要請に関すること。 6 知事、他の市町村等に対する応援要請、自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること。 7 災害に関する予算及び資金に関すること。 8 罹災による村税の減免に関すること。 9 議会及び議員との連絡調整に関すること。 10 国、県等に対する陳情、要望事項等の取りまとめに関すること。 11 避難指示等の発令に関すること。 12 消防（水防）に関すること。 13 民生安定のための広報活動に関すること。 14 気象警報等の受理及び伝達に関すること。 15 被害調査及び被害情報の取りまとめに関すること。 16 村有財産、公共施設の被害調査及び応急対策に関すること。 17 災害時の通信、公用自動車等の管理に関すること。 18 災害時における経理事務に関すること。 19 災害時における治安の維持に関すること。 20 他の部に属しないこと。

部	担当課	所掌事務
住民福祉部	住民福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所等及び救護所の設置に関すること。 2 災害救助法の適用とその運用に関すること。 3 救援物資（食料・飲料水、生活必需品等）の配分に関すること。 4 関係機関、協力団体等との連絡調整に関すること。 5 要配慮者の福祉的処遇に関すること。 6 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 遺体の収容、処理、埋葬に関すること。 8 重症患者の入院措置に関すること。 9 医療機関及び医療救護班等との連絡調整に関すること。 10 感染症まん延防止のための予防接種、浸水家屋の消毒、食器の検査及び感染症患者、病原体保有者の検査等に関すること。 11 健康管理、メンタルヘルス対策等に関すること。 12 県防疫班との連絡に関すること。 13 医療品及び衛生材料等の供給に関すること。 14 廃棄物の処理に関すること。 15 清掃及びし尿処理に関すること。 16 愛がん動物の収容に関すること。 17 ボランティアの受入れ及び活動支援に関すること。 18 義援金に関すること。 19 罹災証明書の交付に関すること。
産業建設部	産業建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木災害の情報収集及び取りまとめに関すること。 2 道路及び橋りょうの応急復旧に関すること。 3 応急資材の調達に関すること。 4 応急救助のための輸送に関すること。 5 障害物の除去に関すること。 6 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 7 建築物被害の取りまとめに関すること。 8 応急仮設住宅に関すること。 9 指定避難所等の応急補修に関すること。 10 役場庁舎並びに村有建築物の応急補修に関すること。 11 被災者家屋の応急修理に関すること。 12 農林業関係災害の情報収集及び取りまとめに関すること。 13 農地、林道等の災害の応急復旧に関すること。 14 飲料水の適否の検査、確保及び応急給水に関すること。 15 簡易水道の応急復旧に関すること。 16 簡易水道施設の資器材の調達等に関すること。

部	担当課	所掌事務
地域支援部	地域事業課 観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策物品の購入に関する事。 2 救援物資（食料・飲料水、生活必需品等）の確保、購入に関する事。 3 炊き出し、その他救助用食品の需給に関する事。 4 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 5 復旧・復興計画の立案及び村行政全般の企画調整に関する事。
教育部	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育部活動計画（管下学校を含む。）の作成及びその実施の推進に関する事。 2 各部員の非常招集に関する事。 3 災害対策本部長及び教育長の命令伝達に関する事。 4 文教関係施設の災害に関する情報の収集及び取りまとめに関する事。 5 文教関係施設の応急復旧に関する事。 6 部内及び関係機関、協力団体等との連絡調整に関する事。 7 文化財の保護に関する事。 8 応急教育の実施並びに運営に関する事。 9 教育実施者の確保に関する事。 10 教材学用品等の調達配給方法に関する事。 11 学校保健衛生に関する事。 12 教材、学用品、学校給食材料等の輸送及び計画に関する事。
	消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防（水防）活動に関する事。 2 被災者の救出に関する事。 3 行方不明者の捜索に関する事。

注) 事務分掌の詳細及び具体的な要領については、別途各部において定めておくものとする。

2. 災害危険箇所等に関する資料

2-1 河川重要水防箇所

知事管理河川重要水防箇所

資料：県河川課

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由
				場所	延長 (m)		
				上流～下流			
新宮-60	新宮川	北山川	右	勝手神社下流 100m～大沼橋	1,300	B	堤防高
新宮-61	新宮川	北山川	右	竹原地区全域～竹原地区全域	800	B	水衝・洗掘

2-2 土石流危険溪流

資料：県砂防課

	溪流番号	字名	河川名	溪流名	流域面積
1	8-427-1-001	下尾井	北山川	寺ノ谷	0.09
2	8-427-1-002	下尾井	北山川	栗須谷川	0.06
3	8-427-1-003	大沼	北山川	右支溪	0.12
4	8-427-1-004	大沼	北山川	中ノ谷	0.04
5	8-427-1-005	大沼	北山川	右支溪	0.01
6	8-427-1-006	大沼	北山川	湯ノ谷	0.31
7	8-427-1-007	竹原	北山川	寺ノ谷	0.30
8	8-427-1-008	七色	北山川	観音谷	0.04
1	8-427-2-001	小松	北山川	右支溪	0.02
2	8-427-2-002	下尾井	北山川	右支溪	0.02
3	8-427-2-003	下尾井	北山川	右支溪	0.04
4	8-427-2-004	下尾井	北山川	右支溪	0.06
5	8-427-2-005	大沼	北山川	右支溪	0.07
6	8-427-2-006	大沼	北山川	右支溪	0.03
7	8-427-2-007	七色	北山川	中里谷	0.11
8	8-427-2-008	七色	北山川	右支溪	0.26

※わかやま土砂災害マップに掲載

<https://sabomap/pref.wakayama.jp>

2-3 山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区）

資料：県森林整備課

地区番号		大字	字	面積 (ha)
427	0001	七色		3.01
427	0002	七色	下谷	0.83
427	0003	七色		1.21
427	0004	竹原		2.28
427	0005	竹原		2.06
427	0006	大沼	六木	4.00
427	0007	大沼		3.94
427	0008	下尾井		1.68
427	0009	下尾井		4.69
427	0010	下尾井	寺の谷	13.30
427	0011	下尾井	寺の谷	7.57
427	0012	下尾井		2.02
427	0013	下尾井		5.03
427	0014	小松		7.96
427	0015	小松	下瀧	8.56
427	1001	下尾井		6.84
427	5001	下尾井		6.99
427	5002	竹原		0.12
427	5003	下尾井		0.05
427	5004	下尾井		1.87

※わかやま土砂災害マップに掲載

<https://sabomap/pref.wakayama.jp>

2-4 山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区）

資料：県森林整備課

地区番号		大字	字	面積 (ha)
427	0001	七色	下谷	26.06
427	0002	七色	上谷	10.59
427	0003	七色	市老谷	201.83
427	0004	竹原	竹原谷	275.04
427	0005	下尾井	奥地谷	153.70
427	1001	小松		4.98
427	1002	下尾井		2.41
427	1004	下尾井		13.98
427	5001	七色		7.34
427	5002	七色		6.82
427	5003	七色		6.13
427	5004	竹原		3.63
427	5005	竹原		34.95
427	5006	竹原		175.04
427	5007	竹原		14.15
427	5008	竹原		53.74
427	5009	大沼		92.79
427	5010	大沼		12.21
427	5011	大沼		26.18
427	5012	下尾井		81.76
427	5013	下尾井		193.18

※わかやま土砂災害マップに掲載

<https://sabomap/pref.wakayama.jp>

2-5 急傾斜地崩壊危険箇所

資料：県砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	I	2117	七色	七色 1	32	330
2	I	2118	大沼	大沼 (2)	30	70
3	I	2119	大沼	大沼 3	30	110
4	I	2120	大沼	大沼	35	120
5	I	2121	下尾井	木屋	35	280
6	I	2122	下尾井	下尾井	40	300
7	I	2123	小松	小松	30	170
8	I	2124	竹原	竹原 1	30	150
9	I	4754	七色	七色 2	43	100
10	I	4755	竹原	竹原 2	30	300
11	I	4756	大沼	大沼 4	43	80
1	II	8423	七色	七色 3	33	70
2	II	8424	七色	七色 4	30	150
3	II	8425	竹原	竹原 5	30	15
4	II	8426	下尾井	下尾井 2	35	80
5	II	8427	下尾井	下尾井 3	35	50
1	III	4617	竹原	竹原 6	35	180
2	III	4618	竹原	竹原 3	40	280
3	III	4619	七色	七色 7	35	170

※わかやま土砂災害マップに掲載

<https://sabomap/pref.wakayama.jp>

2-6 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

自然現象	大字	箇所番号	箇所名	警戒区域		特別警戒 区域に 該当
				告示年月日	告示番号	
土石流	下尾井	8-427-1-001	寺ノ谷	H20. 2. 15	177	
土石流	下尾井	8-427-1-002	栗須谷川	H20. 2. 15	177	○
土石流	大沼	8-427-1-003	右支溪	H20. 2. 15	177	○
土石流	大沼	8-427-1-004	中ノ谷	H20. 2. 15	177	○
土石流	大沼	8-427-1-005	北山川右支溪	H20. 2. 15	177	○
土石流	大沼	8-427-1-006	湯ノ谷	H20. 2. 15	177	○
土石流	竹原	8-427-1-007	寺ノ谷	H24. 6. 8	687	○
土石流	七色	8-427-1-008	観音谷	H24. 6. 8	687	○
土石流	小松	8-427-2-001	右支溪	H24. 6. 8	687	
土石流	下尾井	8-427-2-002	北山川右支溪	H20. 2. 15	177	
土石流	下尾井	8-427-2-003	北山川右支溪	H20. 2. 15	177	○
土石流	下尾井	8-427-2-004	北山川右支溪	H20. 2. 15	177	○
土石流	大沼	8-427-2-005	北山川右支溪	H18. 10. 18	177	○
土石流	大沼	8-427-2-006	北山川右支溪	H20. 2. 15	177	○
土石流	七色	8-427-2-007	中の谷川	H24. 6. 8	687	
土石流	七色	8-427-2-008	右支溪	H24. 6. 8	687	○
急傾斜地の崩壊	七色	I-2117	七色1 (I-2117)	H24. 6. 8	687	○
急傾斜地の崩壊	大沼	I-2118	大沼(2)	H20. 2. 15	177	○
急傾斜地の崩壊	大沼	I-2119	大沼2	H20. 2. 15	177	○
急傾斜地の崩壊	大沼	I-2120	大沼	H20. 2. 15	177	○
急傾斜地の崩壊	下尾井	I-2121	木屋	H20. 2. 15	177	○
急傾斜地の崩壊	下尾井	I-2122	下尾井	H20. 2. 15	177	○
急傾斜地の崩壊	小松	I-2123	小松 (I-2123)	H24. 6. 8	687	○
急傾斜地の崩壊	竹原	I-2124	竹原1 (I-2124)	H24. 6. 8	687	○
急傾斜地の崩壊	七色	I-4754	七色2 (I-4754)	H24. 6. 8	687	○
急傾斜地の崩壊	竹原	I-4755	竹原2 (I-4755)	H24. 6. 8	687	○
急傾斜地の崩壊	大沼	I-4756	大沼4	H20. 2. 15	177	○
急傾斜地の崩壊	七色	II-8423	七色3 (II-8423)	H24. 6. 8	687	○
急傾斜地の崩壊	七色	II-8424	七色4 (II-8424)	H24. 6. 8	687	○
急傾斜地の崩壊	竹原	II-8425	竹原5	H20. 2. 15	177	○
急傾斜地の崩壊	下尾井	II-8426・II-8427	下尾井2・下尾井3	H20. 2. 15	177	
急傾斜地の崩壊	竹原	III-4617	竹原6	H20. 2. 15	177	○
急傾斜地の崩壊	竹原	III-4618	竹原3 (III-4618)	H24. 6. 8	687	○
急傾斜地の崩壊	七色	III-4619	七色7	H20. 2. 15	177	○
急傾斜地の崩壊	竹原	IV-8001	竹原4 (IV-8001)	H24. 6. 8	687	○

※わかやま土砂災害マップに掲載

<https://sabomap/pref.wakayama.jp>

3. 避難に関する資料

3-1 指定緊急避難場所及び指定避難所

No.	施設名	所在地	電話番号 (市外局番 0735)	収容可能 人数 (展開期)	緊急避難場所					風水害安全 レベル
					災害区分					
					洪水	土砂	内水	地震	大規模 火事	
1	七色区民会館	大字七色 179		25人	○			○	○	1
2	竹原区民会館	大字竹原 219		25人	○			○	○	1
3	北山村民会館	大字大沼 66	49-2115	50人	○	○		○	○	3
4	下尾井区民会館	大字下尾井 189-1		30人	○	○		○	○	3
5	大沼区民会館	大字大沼 75		30人	○	○		○	○	3
6	小松集会所	大字小松 17		15人				○	○	

注) No.1~6 は、指定避難所を兼ねる指定緊急避難場所となっている。

3-2 福祉避難所

No.	施設名	所在地	収容可能人数	電話番号 (市外局番 0735)
1	高齢者生活福祉センター	大字大沼	20人	49-2090
2	北山村民会館	大字大沼 66	5人	49-2115

3-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

No.	施設区分	施設名	所在地	電話番号 (市外局番 0735)	土砂災害の種類
1	学校	北山小学校	大字大沼 569	49-2002	急傾斜地の崩壊
2	学校	北山中学校	大字大沼 569	49-2014	急傾斜地の崩壊

4. 施設・設備等に関する資料

4-1 地域雨量観測所

流域 河川名	観測所 (名称)	所在地	観測内容					観測時間
			気温	日照	風	雨	雪	
北山川	(役場)	大字大沼				○		毎時

4-2 ダム・ポンプ場・貯留管

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準
新宮-4	北山川	七色ダム	大字七色	電源開発(株)	電源開発(株)	操作規程による。
新宮-5	北山川	小森ダム	大字下尾井	電源開発(株)	電源開発(株)	操作規程による。

4-3 水防関係備蓄資材

番号	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防 マット
新-18	北山川	七色防災倉庫	大字七色	100					1	2		1	
新-19	北山川	竹原防災倉庫	大字竹原	100					1	2		1	
新-20	北山川	大沼防災倉庫	大字大沼	100		5			2	10		10	
新-21	北山川	下尾防災倉庫	大字下尾井	100					1	2		1	
新-22	北山川	小松集会所	大字小松	100					1	2		1	
合計				500		5			6	18		14	

4-4 消防団の装備

区分	本部	第1分団	第2分団	第3分団	計
消防ポンプ自動車	1	—	—	—	1
可搬ポンプ積載車	1	—	—	—	1
消防タンク自動車	1	—	—	—	1
消防ポンプ	2 (車載)	2	2	2	8
消防艇	2	—	—	—	2
消防無線	固定局	1	—	—	1
	移動局	6	—	—	6

4-5 災害活動用緊急ヘリポート

名称	所在地	面積	標高	役場との距離	水利状況	
					種類	容量・能力
北山村民グラウンド	大字下尾井	9,000 m ²	130m	2,400m	河川	北山川
北山村防災ヘリポート	大字大沼	400 m ²	126m	600m	河川	北山川

4-6 医療機関

村内の医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	備考
国保北山村診療所	大字大沼	0735-49-2114	

周辺医療機関

病院名	所在地	診療科目	電話番号
新宮市立医療センター	新宮市	内、循内、神内、外・肛、脳外、整、小、歯外、産婦、眼、泌、耳、形外、皮、呼外、心血外、リハ、放、麻	0735-31-3333
財団法人新宮病院	新宮市	内、リハ	0735-31-5137
紀南病院	三重県御浜町	内、神内、小、外、整、脳外、婦、歯腔、耳、眼、皮、脳内、泌、リハ	05979-2-1333

4-7 救護所の設置予定場所

施設名	所在地	収容可能人数	電話番号 (市外局番 0735)
七色区民会館	大字七色	10人	
竹原区民会館	大字竹原	10人	
北山村村民会館	大字大沼	10人	49-2115
北山村診療所	大字大沼	40人	49-2114
観光センター	大字下尾井	20人	49-8111

4-8 村保有車両

(令和4年1月31日現在)

	車名	登録番号				予算科目	管理課
1	カラーフィールドターHV	和歌山	501	た	47	財産管理費	総務課
2	エスティマHV	和歌山	300	ふ	2836	財産管理費	
3	カムリHV	和歌山	300	は	2390	財産管理費	
4	プリウスHV	和歌山	300	ね	5791	財産管理費	
5	ヴェルファイア	和歌山	300	む	8284	議会事務局費	議会事務局
6	ハイエースワゴン	和歌山	300	ひ	9544	財産管理費	総務課
7	ハイエースバン(救急車)	和歌山	800	さ	5568	非常備消防費	
8	キャンター(ポンプ車)	和歌山	800	さ	9641	非常備消防費	
9	水槽車	和歌山	800	す	1819	非常備消防費	
10	エルフ(積載車)	和歌山	800	さ	3285	非常備消防費	
11	フォレスター	和歌山	800	す	32	非常備消防費	
12	福祉バス	和歌山	200	さ	821	福祉バス運行費	産業建設課
13	アクティバン	和歌山	480	き	8087	地籍調査費	
14	ラッシュ	和歌山	500	め	9350	林道開設費	
15	ハイゼットトラック	和歌山	480	そ	753	簡易水道会計	住民福祉課
16	N-BOX	和歌山	580	ひ	3391	保健衛生総務費	
17	アクティトラックダンプ	和歌山	41	せ	9054	塵芥処理費	
18	エルフ(パッカー車)	和歌山	800	さ	7930	塵芥処理費	
19	新ゴミダンプ	和歌山	100	す	4771	塵芥処理費	
20	ハイエースバン	和歌山	530	そ	7123	保育所費	
21	N-VAN(給食車)	和歌山	480	ち	4877	保育所費	教育委員会
22	ワゴンR	和歌山	581	け	553	国保診療所会計	
23	N-ONE	和歌山	580	め	2512	国保診療所会計	
24	ルーミー	和歌山	501	て	1009	国保診療所会計	
25	ローザ(スクールバス)	和歌山	200	さ	1063	通学費	観光課
26	日野バス	和歌山	200	は	184	筏事業費	
27	三菱バス	和歌山	22	ゆ	136	筏事業費	
28	キャラバン	和歌山	300	ほ	5823	筏事業費	
29	デュトロ2トントラック	和歌山	400	す	8695	筏事業費	
30	シャトル	和歌山	501	か	9844	商工総務費	
31	サンバー	和歌山	480	て	7460	商工総務費	

4-9 救援物資の集積場所

施設名	所在地	電話番号 (市外局番 0735)
北山村役場	大字大沼 42	49-2331

4-10 副食物販売店

施設名	所在地	電話番号 (市外局番 0735)
中畑商店	大字竹原	49-2051
ヤマザキショップ	大字下尾井	49-2575

4-11 物資の調達先

施設名	所在地	電話番号 (市外局番 0735)
中畑商店	大字竹原	49-2051
北山振興株式会社	大字大沼	49-2253
ヤマザキショップ	大字下尾井	49-2575

4-12 簡易水道施設

(令和3年12月1日現在)

施設名	区分	行政区域内 人口 (人)	計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	一日配水 能力 (t)	年間総配水 量 (t)
北山村簡易水道施設		426	470	424	300	84,972

4-13 火葬場

医療機関名	所在地	電話番号
熊野市火葬場	三重県熊野市金山町上大谷 824-4	0597-85-2891
清浄苑	和歌山県新宮市新宮 8002-96	0735-22-7774
上下北山衛生一部事務組合斎場	奈良県吉野郡上北山村白川 1335-2	0746-83-0254

4-14 ごみ処理施設等

ごみ処理施設

(令和3年12月1日現在)

種別	名称	所在地	電話番号
ごみ焼却施設 粗大ごみ処理施設	上下北山村クリーンセンター	奈良県吉野郡下北山村 大字下池原 789-2	07468-5-2251

ごみ収集・運搬車

(令和3年12月1日現在)

収集車	運搬車
パッカー車 1台	ダンプ 1台 軽ダンプ 1台

4-15 文化財

史跡の部

(令和3年12月1日現在)

名称	所在地
下尾井遺跡	大字下尾井
相須屋敷跡	大字竹原
東光寺(本堂・山門)	大字竹原

5. その他

5-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(令和2年4月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。		災害発生日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格：1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額：1戸当たり5,714,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)		災害発生日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最長2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象(その場合、限度額は地域における通常の実費)						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内		災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費		災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 下記金額の範囲内 2 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。		災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること						
		区分	1人世帯			2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏			18,900	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬			31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏			6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬			10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を災害により失った者(応急的処置)	1 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者による場合は、協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	1 救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内	1 対象者には、出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む。 2 妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
住宅の応急修理(半壊・大規模半壊)	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 595,000円以内	災害発生の日から1か月以内に完了	
住宅の応急修理(準半壊)	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内に完了	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	(教科書) 災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 災害発生の日から15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 3 幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 215,200 円以内 小人 (12 歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 死体の洗浄、消毒等 1 体当たり 3,500 円以内 2 死体の一時保存・施設利用時は通常の実費・施設利用できない場合 1 体当たり 5,400 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住居であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	1 世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 21,000円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、臨床工学技士 15,100円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,200円以内 土木技術、建築技術者 15,800円以内 大工 21,800円以内 左官 23,200円以内 とび職 24,000円以内 救急救命士 14,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

5-2 報道機関一覧

報道機関名	連絡先
朝日新聞	TEL 073-422-2131 FAX 073-422-2133
毎日新聞	TEL 073-431-1411 FAX 073-433-0650
読売新聞	TEL 073-422-1144 FAX 073-422-1146
産経新聞	TEL 073-422-1783 FAX 073-453-9543
テレビ和歌山	TEL 073-455-3211 FAX 073-453-9543
共同通信	TEL 073-432-1675 FAX 073-433-4310

6. 各種様式等

6-1 災害即報

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分	
	災害の概況													
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は、死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は、受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は、受ける必要のある者のうち1月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全壊・流失)	5～7	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達したもので、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半壊)	8～10	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	11～13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。
り災者	り災世帯	20	災害により被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊・半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は、住家とする。
	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物(全壊・半壊したもののみ)をいう。
文教施設	文教施設	30～33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊・半壊は、住家の全壊・半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は、砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田、及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41林業用施設、44～50の土木施設に含まれるもの、87林産施設以外のものとする。
農林水産施設		40～43	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の補助対象施設(農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設)とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設(河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道)とする。
衛生関係施設	病院	51	公衆又は特定多数人のため、医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するものをいう。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設(焼却、破碎、圧縮等を含む。)であって公共のものをいう。

被害の種類		報告番号	基準
商	工 関 係	54	建築以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等）をいう。
交 通 通 信	が け く ず れ	55	崩土等により、通行止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄 道 不 通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む。）をいう。
	船 舶 被 害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の船をいう。
	通 信 被 害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公 立 文 教 施 設		61	公立の文教施設をいう。
農 林 水 産 業 施 設		62～67	34～38、40～43に該当するものの被害額をいう。
土 木 施 設		68～75	44～50に該当するものの被害額をいう。
そ の 他 の 公 共 施 設	病 院	76	51に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水 道	77	52に該当するものの被害額をいう。
	清 掃 施 設	78	53に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、公営企業、公社）・市町村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
そ の 他	農 産 被 害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林 産 被 害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害をいう。
	畜 産 被 害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害をいう。
	水 産 被 害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商 工 被 害	90	54に該当するものの被害をいう。
	そ の 他	91	61～90の各項に該当しないものをいう。

6-2 緊急通行車両事前届書

別記様式第1号(第3、第4関係)

災害防原子力国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 和歌山県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災害防原子力国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 和歌山県公安委員会	
番号 表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	住所 () 局 番	氏名	出 発 地
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部 警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

2 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、和歌山県公安委員会(警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
 (1) 緊急通行車両等が該当しなくなったとき。
 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなつたとき。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

6-3 緊急通行車両確認証明書

別記様式第4（第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
公安委員会 印			
番号欄に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	
------	--

罹災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

北山村長

(印)